

六稜同窓会教育環境基金会計規則

(名称と所在地)

第1条 本会計規則は、六稜同窓会会則に基づき、教育環境基金を特別会計として分離、処理する。事務局を、大阪府立北野高等学校同窓会館に置く。

(目的)

第2条 本会計は、大阪府立北野高等学校の教育環境整備の為に支出の為に、積み立てた金銭の管理を目的とする。

(事業)

第3条 上記目的を達成する為に北野高校と適宜必要に応じて協議するものとする。

(管理責任者)

第4条 本基金の管理責任者は財務委員長とする。

(会計)

第5条 本会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。会計事務は事務局がこれを取扱い、前年度の収支決算は、常任理事会の承認を得る。

平成30年9月1日制定